

香川県安全・安心なまちづくりシンボルマーク及び標語の使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「香川県安全・安心まちづくりシンボルマークデザインガイド」(以下、「デザインガイド」という。)に基づいて「香川県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語」(以下、「シンボルマーク等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク等の使用基準)

第2条 シンボルマーク等の使用については、次に掲げる使用基準を満すことを要件とする。

〔使用基準〕

1. 「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」第一条の目的の趣旨に沿ったものであること。
2. 営利を目的とした商品、広報活動等に使用しないこと。
3. 法令や公序良俗に反しないこと。
4. デザインガイドを遵守すること。

(シンボルマーク等の使用料)

第3条 シンボルマーク等の使用料については、無料とする。

(シンボルマーク等の使用届)

第4条 シンボルマーク等を使用するときは、シンボルマーク等使用届(様式1)を香川県安全・安心まちづくり推進協議会長に提出しなければならない。なお、シンボルマーク等使用届には、シンボルマーク等の使用状態を示す現物または写真等を添付するものとする。

(不当な表示等の回避)

第5条 シンボルマーク等の使用にあたっては、デザインガイドを遵守するとともに、県民等に誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

(使用の中止等)

第6条 香川県安全・安心まちづくり推進協議会長は、シンボルマーク等の使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、または中止させることができる。

1. 特定の個人または団体・企業の売名に利用しようとした場合
2. 不当な利益を得るために利用しようとした場合
3. 香川県の品位を傷つけ、またはシンボルマーク、標語を制定した趣旨の妨げになるおそれがある場合
4. 定められた使用方法にて使用していないと認められる場合
5. 香川県が行う事業、または香川県が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがある場合
6. その他、シンボルマークの使用が不相当と判断した場合

(シンボルマーク等の権利)

第7条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、香川県に帰属する。

(シンボルマーク等の管理)

第8条 シンボルマーク等の管理は、香川県安全・安心まちづくり推進協議会庶務担当課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月11日から施行する。

様式 1

シンボルマーク等使用届

香川県安全・安心まちづくり推進協議会長 様

香川県安全・安心なまちづくりシンボルマーク及び標語の使用取扱規程第4条に基づき、下記のとおりシンボルマーク等の使用について届出します。

届 出 日	平成 年 月 日
使 用 者	(団体名・企業名) (代表者名) 印 (住所) (TEL) - - (FAX) - - (担当者) 県(教育委員会及び公安委員会含む)が使用する場合は、 代表者名には課(所)名を記入し、印は省略で可。
シンボルマーク等を使用する品名	
数 量	個
使用目的	
備 考	

シンボルマーク等の使用状態を示す現物または写真等を添付してください。